

**令和7年度徳島県評価調査者 養成研修
実施要項**

1 趣 旨

徳島県では、事業者が提供する福祉サービスの質の向上を促進するとともに、利用者の適切な選択に役立てるため、公正・中立な立場の第三者機関が福祉サービスに関する評価を行い公表する「福祉サービス第三者評価制度」を推進しています。

福祉サービス第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点など評価調査者として活動する上で必要となる基本的な知識や技術の習得を目的に評価調査者養成研修を開催します。

2 主 催

徳島県

3 日 程

令和7年6月30日（月）・7月1日（火）

4 会 場

アスティとくしま 1階 第4会議室
(徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1)

5 受講定員

30名

6 受講対象者

原則として、次の（1）及び（2）に該当する者を対象とします。

（1）徳島県の認証を取得している評価機関又は認証を取得することが見込まれる評価機関において、評価調査者として登録を予定している者

（2）次のいずれかに該当する者

① 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

② 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

※ 現任評価者もオブザーバーとして参加することができます。（ただし、定員を超過した場合は、新規評価者を優先します。）

7 受講料

無料

8 研修プログラム

別添プログラムを御参照ください。

9 受講手続き

別紙受講申込書に必要事項をご記入の上、令和7年6月23日(月)までに、メールにてお申込ください。

なお、定員超過等により受講できない方については、募集締切後、速やかに御連絡します。

10 修了証

研修カリキュラムの修了者に修了証を交付します。なお、遅刻・欠席等により未修了科目がある場合は、修了証は発行されません。

11 個人情報の取扱いについて

受講申込にいただいた個人情報は、適切に管理し、福祉サービス評価事業の推進目的にのみ使用させていただきます。

12 事務局・申し込み先

徳島県保健福祉部地域共生推進課（担当：後藤田智也）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2403 ファクシミリ：088-621-2913

メールアドレス：chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

8 研修プログラム

日	時間		研修科目	主な内容	
	開始	終了			
六月三十日（月）	9:15		受付		
	9:30	9:40	開講挨拶 福祉の動向	オリエンテーション 最近の福祉の動向	
	9:40	12:00	【講義】 第三者評価の理念と基本的な考え方 【講義】 第三者評価の全体像 【講義】 評価調査者の役割と倫理	第三者評価事業の目的や枠組み 第三者評価の意義や行政監査との違い 第三者評価事業の課題や今後の方向性 第三者評価事業における本研修の位置づけ 第三者評価事業における評価調査者の役割 評価調査者として守るべき倫理と調査時の求められる姿勢	
	12:00	13:00	昼食 ※各自ご用意ください。		
	13:00	15:20	【講義】 第三者評価基準の理解と判断のポイント（高齢・障がい・保育）	福祉サービス第三者評価基準策定の意図と各項目の考え方 実際の第三者評価における判断のポイント	し 継 も 続 も 研 実 修 施 と
	15:20	15:30	休憩		
	15:30	16:30	【講義】 利用者調査の方法等について	利用者調査の位置づけ 調査結果の取扱い 実際の利用者調査の方法	
七月一日（火）	9:15		受付		
	9:30	10:20	【講義】 書面（事前）審査の着眼点	書面（事前）審査の着眼点	
	10:20	11:10	【講義・演習】 書面（事前）審査の着眼点	書面（事前）審査の着眼点	
	11:10	12:10	昼食 ※各自ご用意ください。		
	12:10	14:20	【講義・演習】 訪問調査の着眼点	訪問調査の着眼点 調査の進め方とヒアリング方法 具体的な第三者評価の方法技術の習得	
	14:20	14:30	休憩		
	14:30	16:30	実習 1・2	評価結果の取りまとめ手法の習得 取りまとめに対する諸課題の整理	